

人権問題通信講座テキスト

心ゆれ

第 5 号

〈子どもと人権〉

彦根市・彦根市教育委員会
人権問題通信講座運営委員会

目 次

こどもへのメッセージ	1
I 子どもをとりまく現状	2
1 いじめの問題	3
2 子どもへの虐待の問題	6
3 子どもの貧困の問題	11
II 子どもの人権を守り育てるために	
1 学校・園では	13
2 家庭では	14
3 地域社会では	15
4 彦根市では	16
関係機関との連携	19

子どもへのメッセージ



この書は、市内で開設されている学童保育教室の指導員たちが、子どもに向けて1画ごとに伝えたいメッセージを込め、大筆を持ち替えながら書きました。

「愛情」、この言葉の意味を調べると、「人や物を心から大切に思うあたたかい気持ち。いつくしみの心」と説明されています。 (出典：大辞林 第三版)

マザーテレサは、「愛情」の対義は「無関心」と話されました。上の書は、一人ひとりの子どもに精一杯向き合い、その存在がかけがえのないものであるという思いが伝わってきます。

あなたがもし筆を持ったとしたら、子どもにどんなメッセージを込めますか？

本テキスト第5号では、子どもの人権について考えてみましょう。

I 子どもをとりまく現状

我が国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障費負担の増加など、社会や経済の構造が大きく変わろうとしており、家族構成の多様化や地域の繋がり希薄化など、次代の担い手である子どもを取り巻く環境は決して穏やかなものではありません。

その中で、児童虐待やいじめ、子どもの貧困など、子どもの権利を侵害する問題が顕在化しており、子どもの健全な育成に大きな影響を与えています。

こういった情勢の中で、子どもの権利保障の取組として、国は1994年（平成6年）に国連の「子どもの権利条約」に批准しました。滋賀県では、2001年（平成13年）に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が制定され、子どもの人権・権利について、「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」や「滋賀県人権施策基本方針」「淡海エンゼルプラン後期重点計画」の中で取組が進められています。

彦根市においては、1998年（平成10年）に「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を制定して人権施策を推進することとし、2009年（平成21年）に「彦根市人権施策基本方針」※を策定しました。

※（注）基本方針は2022年11月実施の「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえて改定予定、現在諮問中です。

さらに、子どもの健全な育成を推進するため、2015年（平成27年）に「彦根市子ども・若者プラン」、2017年（平成29年）に「彦根市子どもの貧困対策計画」を策定し、現在、2020年（令和2年）策定の「彦根市子ども・若者プラン（第2期：令和2～6年度）」において、子どもだけでなく、取り巻くみんながお互いに寄り添い、つながり、協力し合いながら、子どもが「自分の夢を叶える力」を身に付けられるよう、様々な施策を展開しているところです。

子どもの権利条約の主な内容

この条約の特徴は、子どもを独立した人格を持つ権利の主体としてとらえるとともに、心も身体も発達する過程にあるととらえ、さまざまな子どもの人権として保障していることです。

この条約では、子どもの権利として、次のような権利を挙げています。

① 生きる権利

予防できる病気などで命を奪われないこと、病気やけがの治療を受けられること、など。

② 育つ権利

教育を受け、休息したり、遊んだりできること、考えることや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること、など。

③ 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取から守られること、など。

④ 参加する権利

自由に意見を表明したり、集まってグループをつくったり自由な行動を行ったりできること、など。



（出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会）

1. いじめの問題

「いじめ」の問題は、近年、小・中・高等学校において全国的に多発し、大きな社会問題となっています。いじめによって、いじめられている子どもの人権は侵害され、精神的にも身体的にも深く傷つけられ、人格形成にも大きな影響を受けています。

いじめは、いじめを行った者が自分の行為を認めない場合や直接行動せず指示のみを与える場合があります。たとえ多くの人が見ていても、様々な関係性の中でいじめであるという認識もなかなか一致しません。「ふざけていただけ」等の言い訳が、いじめを見えづらくするという側面もあります。何よりも、いじめを受けていても気づいていない、気づいていても認めたくない、相談したくないと考える者もいます。身近な人だからこそ、かえって相談できないという思いが余計に被害者を追い詰めたり、被害者自身がこれはいじめではない（いじめられてははいない）と自分自身で思うことで、心身のバランスを保ったりしていることもあります。また、いじめには、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという特徴もあります。いじめは被害者の自尊感情を深く傷つけ、不登校やさまざまな心身症の要因ともなり、家庭内暴力や非行につながったり、最も深刻な場合は被害者を自殺にまで追い詰めたりします。

こうしたことから、学校、家庭、地域社会において、私たち大人が「いじめ」について十分認識を深めてより敏感になるとともに、未然防止や早期発見に努め、子どもの立場に立って、それぞれに応じた支援を行うことが大切です。

「いじめ」の定義について

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの構造とは

◆いじめは、

- ・いじめる側（加害者）
- ・いじめられる側（被害者）
- ・周りではやし立てたり面白がったりする存在（観衆）
- ・黙って見守っている存在（傍観者）

を含めた四層構造（森田洋司氏による）の中で発生する。

◆いじめは、四層構造における子どもの関係性に注目して対応することが大切である。

【留意点1】 いじめられた側から見れば、観衆や傍観者も含めて周りの者がみんな加害者と認識されることがある。

【留意点2】 傍観者や観衆もいじめがあることを苦にしながらも、仲裁したり訴えたりすることがなかなか難しい状況におかれていることも考えられ、加害者以外はすべて被害者とみる考え方もある。

【留意点3】 最近では、「自分と関係がないこと」と考えている子どもが増えていることも大きな問題である。

【留意点4】 傍観者は、この構造の中で最も多い人数だと考えられるので、この傍観者の中から仲裁者を育成することが、いじめの指導には重要である。

（平成27年4月改訂 ストップ！いじめアクションプラン滋賀県教育委員会）

◆県立公立学校のいじめの認知件数（滋賀県）

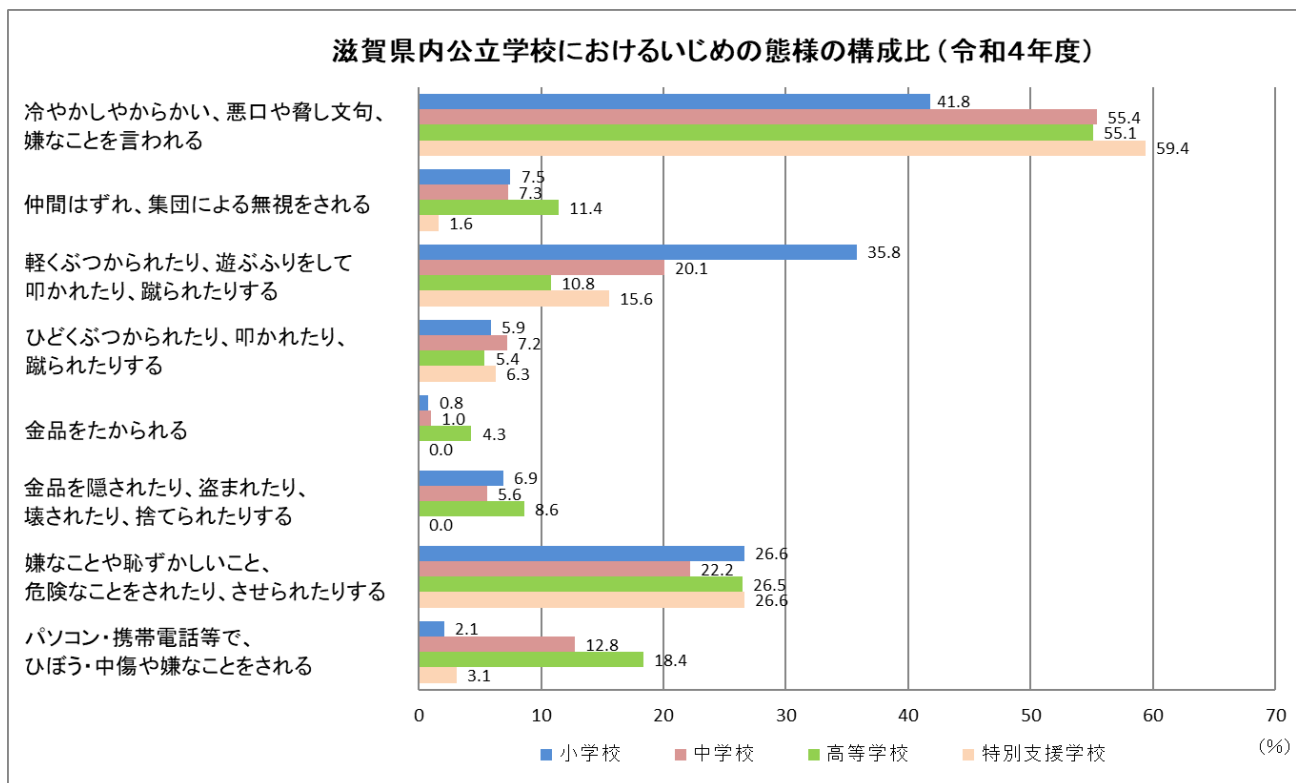
（単位：件）

	合 計	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校
平成 30 年度	6,847	4,966	1,750	117	14
令和元年度	7,797	5,561	1,988	220	28
令和 2 年度	8,223	6,153	1,875	177	18
令和 3 年度	9,823	7,457	2,114	207	45
令和 4 年度	11,716	8,896	2,571	185	64

「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等の結果の概要について」より（滋賀県教育委員会）

上記の発生状況は、教育委員会に報告されたもののみです。2006 年度（平成 18 年度）より本調査におけるいじめの定義が変更となり、「いじめ」に当たるか否かの判断が、いじめられた子どもの立場に立って行われるようになりました。さらに、2013 年（平成 25 年）6 月には「いじめ防止対策推進法」が公布され、法律で「いじめ」を前頁のように定義づけました。また、いじめなどを受けた子どもの思いに大人ができる限り早く気づき、悩みに真剣に耳を傾け、子どもの立場に立った適切な支援を行うことが大切です。

◆いじめの態様



「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等の結果の概要について」より（滋賀県教育委員会）

資料のグラフは、どのようないじめがあったのかを調査した結果です。調査は複数回答を可としており、構成比は各区分における総認知件数に対する割合を表しています。

小学校、中学校、高等学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。次に多いのは、小学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、中学校、高等学校では、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」でした。

また、子どもたちが携帯電話やスマートフォンのメールやインターネット、SNSを利用する機会が増加し、「ネット上のいじめ」という形のいじめ問題も深刻化しています。

◆「ネット上のいじめ」から子どもたちを守ろう！

「ネット上のいじめ」の例

- ・パソコンや携帯電話（スマートフォンなど）から、ネット上の掲示板（誰もが閲覧できる環境）等に特定の子どものに関する悪口、誹謗中傷を書き込む。
- ・ネット上に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を見断で掲載する。

発信者は匿名で掲載するため、「誰が書いたか簡単にはわからない」ことが「ネット上のいじめ」をより深刻化させています。

「ネット上のいじめ」から子どもたちを守る4つの提案

- ① ケータイ・ネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向けよう！
- ② 「情報モラル」についてしっかりと教え、子どもたちにネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせよう！
- ③ 普段からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を！
- ④ いじめられた子どもを守り通そう！

（第2次 文部科学省資料より）

2. 子どもへの虐待の問題

「子どもに対する虐待」が社会問題となっています。虐待に対する認識は、1960年代に欧米で「バタードチャイルド・シンドローム（殴られる子ども症候群）」として問題提起されたのが始まりです。日本では、行政機関や弁護士らが協力して「児童虐待防止協会」をつくり、「子どもの虐待ホットライン」を設置した頃から社会問題化してきました。

その対策として、2000年(平成12年)に、「児童虐待防止法」が施行されました。それまで家庭内のこととされてきた虐待問題への関心が高まり、虐待は許さないという意識が広がるきっかけとなった法律です。児童虐待防止法は、2004年(平成16年)の改正で、通告義務を「虐待された児童」から「虐待を受けたと思われる児童」へと拡大し、早い段階での発見に力を入れました。2008年(平成20年)には安全確認のための強制立ち入りなど、児童相談所の権限を強化しました。2020年(令和2年)の改正では、親権者による子どもへの体罰禁止を盛り込んでいます。

昨今では、虐待問題にまつわる事件が新聞やニュースで報道されない日はありません。現代社会では、子育てに不安や悩みを持っていても気軽に相談できなかったり、生活環境への精神的・経済的な不安から、いくつものストレスが重なり合ったりして、子どもへの虐待がたいへん起こりやすくなっています。

虐待は子どもの「こころ」と「からだ」に大きな傷を残すばかりでなく、ときには死に至らしめる場合もあります。家庭が密室化の傾向にあるため、発見されないまま深刻な事態が日々進行していきますので、早期に発見することが大切です。虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、心に深い傷になって残り、その後の人格形成に大きな影響を与えてしまいます。虐待の証拠が【子どもの死】となってからでは手遅れです。

子どもの虐待とは

そんなつもりではなかった…。でも、子どもにとって有害ならば、それは「虐待」です。子どもの虐待には、4つのタイプがあり、いくつか重複している場合があります。また、繰り返し行われるのが特徴です。

身体的虐待

(せっかんや暴力)

命にかかわるケガをさせたり、なぐったり、けったりなどの暴力を加えることです。打撲傷・内出血(あざ)・骨折・頭部外傷・刺し傷・火傷など。



【児童虐待の防止等に関する法律第2条第1号】
児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待

(わいせつ行為や性的暴力)

身体にいたずらをする。わいせつな写真やビデオを撮るなど、性的ないたずらや性的な暴力を加えることです。子どもにポルノビデオやわいせつな雑誌をみせることも虐待になります。



【第2条第2号】
児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ネグレクト

(世話もせず放置し養育を拒否する)

保護の怠慢、子どもの危険についての無関心、ほったらかしにすることです。食事を与えない、入浴させない、不潔なままにしておく、病気になっても医者にみせない、登校させない、家に閉じこめる、家に入れない、乳幼児を家や車に放っておくことなど。



【第2条第3号】

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待

(無視や言葉の暴力など)

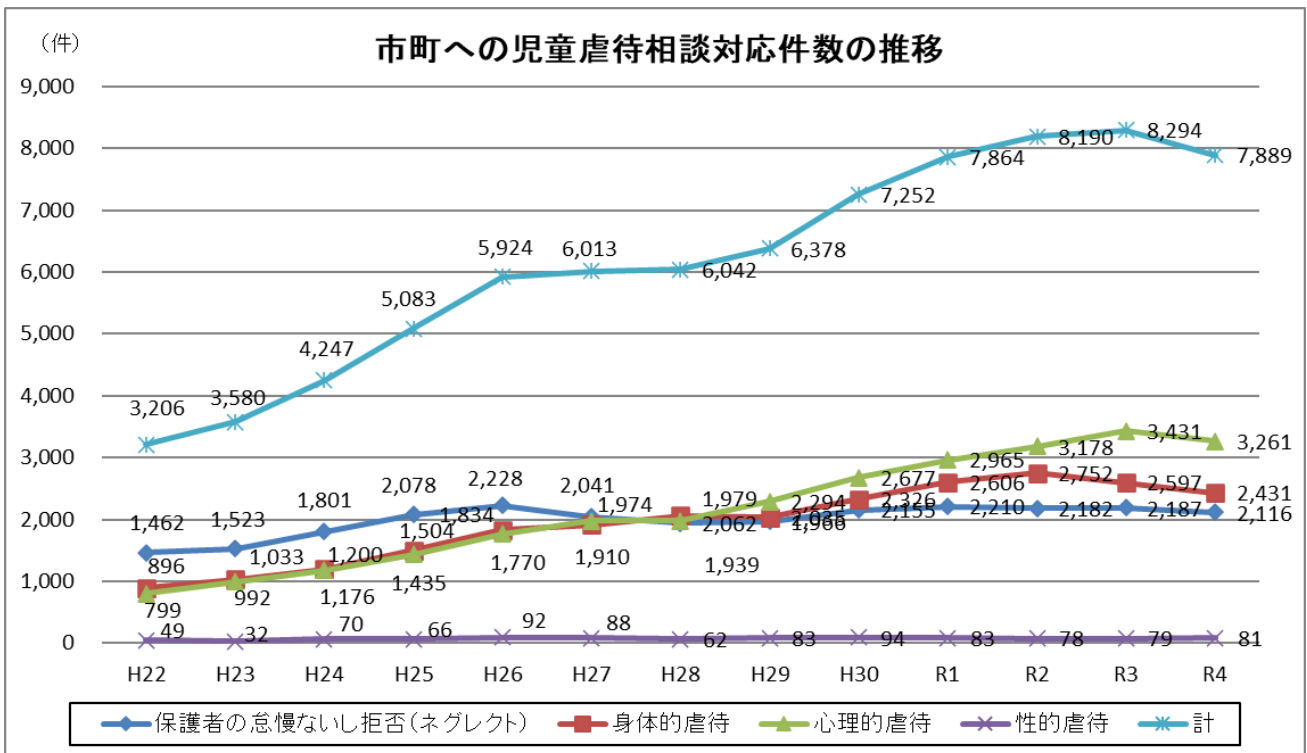
言葉やおどし、態度やしぐさ、雰囲気子どもに不安や恐怖を感じさせ、その結果、心に傷を負わせることです。「産まなければよかった」「死んでしまえ」などの言葉、おびえるほどの叱責、子どもを無視したり拒否的な態度を示す、きょうだい間での差別など。



【第2条第4号】

児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

◆虐待相談件数の推移



「令和4年度における児童虐待相談対応件数等の状況について」より(滋賀県)

相談件数の急増が示すように、子どもの虐待は決して特別なことではなく、いつ、どこで、どんな人に起こっても不思議ではありません。虐待を行っている親自身も悩んでいるかもしれません。子どもへの虐待は子どもの心身への影響と同時に、「世代間連鎖」などといわれるように、次世代の親子関係に引き継がれる危険性もあります。虐待されている子どもを保護するのは、社会全体の責任です。

保育園・幼稚園



保健所・保健センター



医療機関

児童相談所・福祉事務



民間の相談機関

「あなた」も ネットワークの一員です

ひとりで、あるいは一つの機関だけでは、子どもを虐待から守ることはできません。常に子どもを中心に考え、「あなた」も「関係機関」と連携を図りながら、「あなた」の役割を実行してください。



子育ての支援センター



学校



警察



地域の住民



児童福祉施設



市内事業所



民生・児童委員

◆子どもを虐待から守るためには

児童虐待の早期発見および養育者の支援を効果的・連続的・統合的に行うため、関係機関相互の連携体制をより強化するとともに、要保護児童およびその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容等の協議がスムーズに行われるよう、2008年（平成20年）4月に「彦根市要保護児童対策地域協議会」を設立し、同協議会が中心になって児童虐待防止対策の取組を進めています。虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。子どもを虐待から守るためには、親の立場より、何よりも「子どもの立場が最優先」されなければなりません。そして、それができるのは「あなた」と「関係機関」の連携です。

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに最寄り子ども家庭相談所や福祉事務所に「通告」（相談・連絡）してください。通告は子どもを守るためのものです。「虐待の通告義務」は医師や公務員の「守秘義務」より優先され、法令違反になりません。また、通告した人が特定されないよう、秘密は守られます。

あなたのほんの少しの勇気が、子どもたちを虐待から守るのです。

たすけてサインを見逃さないで、「もしや虐待ではないか」と思ったら、
地元の市町か次のホットラインにご連絡ください。

- ・滋賀県虐待ホットライン（24時間対応）077-562-8996
- ・児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応）189 【いちはやく】



毎年11月は、「児童虐待防止推進月間」です。民間団体など多くの関係者に参加を求め、児童虐待を防ぐための取組を推進しています。

また、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動として、「オレンジリボン運動」が展開されています。

子どもを虐待から守る5か条

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. 「おかしいな」と感じたら迷わず通告(連絡) | 【通告は義務＝権利】 |
| 2. 「しつけのつもり・・・」は言い訳 | 【子どもの立場で判断】 |
| 3. ひとりで抱え込まない | 【あなたにできることから即実行】 |
| 4. 親の立場より子どもの立場 | 【子どもの命が最優先】 |
| 5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる | 【特別なことではない】 |

児童虐待発見のポイント ～小さなサインも見逃さないで～

子どもや保護者が自分から支援を求めることが非常に少ないのが、子どもの虐待の特徴でもあります。子どもの虐待は、日常生活の中で下記に示すような様々な形で表面化します。また、養育者(保護者)にもいくつかの共通する特徴がみられます。「そんなはずはない」と思っても、支援の必要な子どもにできるだけ早く気づくために、子どもや親の小さなサインも注意して見逃さないようにします。

◆虐待を受けた子どもに見られることが多い兆候

【子どもの様子】

- ・よくけがをしていたりするが、その説明が不自然であったり、すべて自分のせいにする。
- ・無気力であったり、友達から孤立していて表情が乏しく、気持ちの表出も乏しい。
- ・身体の発育が遅く、体格が貧弱で栄養があまりとれていない。
- ・衣服が不潔で汚れていたり、破れたままである。また季節に合わない服装をしている。
- ・万引きをしたり、夜遅くまで一人で出歩いたり、また無断外泊を繰り返す。
- ・食物へのこだわりが強く、与えるとむさぼるように食べたり、逆に食欲が無さ過ぎる。
- ・極端に乱暴だったり、注意を引きつけようとする。
- ・親や周囲の大人の顔色をうかがったり、親等がいないと無関心になったりする。
- ・服を脱ぐことを極端に嫌がる。
- ・リストカットなどの自傷行為がある。
- ・脱毛や抜毛が見られる。
- ・保育所や学校から家に帰りたがらない。

- ・誰にでもベタベタしたり、依存と攻撃の極端な対人関係が見られる。
- ・緊張が極めて高く、落ち着きがない。感情のコントロールが困難な状態になる。
- ・多数のう歯（虫歯等）があり、指導しても治療がなされていない。
- ・自己評価が低く、自尊感情も欠如している。
- ・年齢に不釣り合いな性的知識があり、性的な話題や関心が高まる。
- ・その場しのぎのすぐばれるような嘘をつく。

◆虐待している保護者に見られることが多い様子や特徴

【保護者の様子】

- ・健診時に母子健康手帳を持参していなかったり、記録の記入が少なかったりする。
- ・健診未受診であったり、予防接種を受けさせていない。
- ・けがやあざの原因について、保護者の問題にせず子どものせいにする。
- ・年齢や発達状況にそぐわない要求をする。
- ・公衆の場においても、子どもを感情的に叱っている。
- ・子どもの不適切な行動に対して、関心を見せない。
- ・子どもに関して言っていることがよく変わる。
- ・自立のために体罰を与えることを積極的に容認する。

【生活環境面での様子】

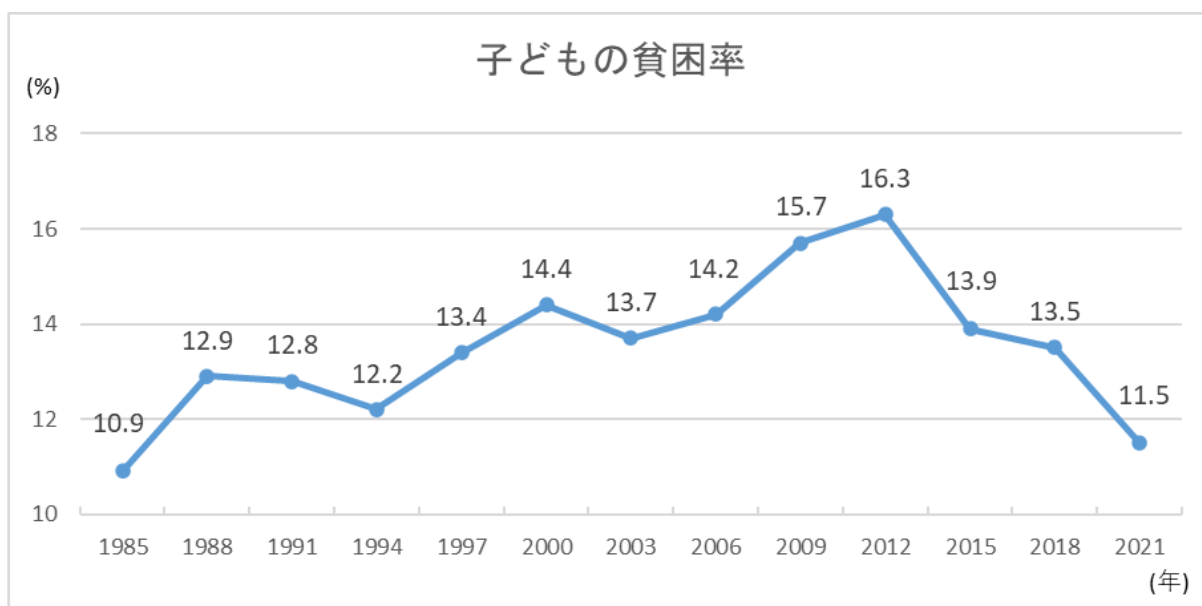
- ・家庭内が不衛生で散らかっていても、整理整頓をしない。
- ・保護者間で心理的に依存状態にあるか、葛藤を抱えている。
- ・きょうだい間における著しい扱いの違いがある。

滋賀県発行「市町向けの子ども虐待対応マニュアル」より一部抜粋

3. 子どもの貧困の問題

現在、日本において、子どもの貧困が大きな問題となっていることをご存じでしょうか？

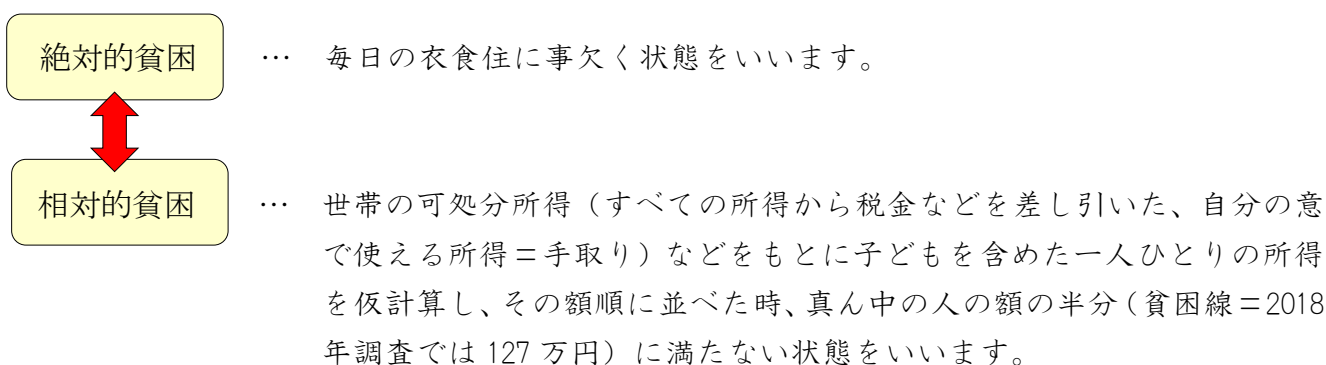
厚生労働省が実施した「令和3年国民生活基礎調査」によると、我が国では子どもの貧困率が11.5%となっており、実に8人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、ひとり親の家庭では約半数が相対的な貧困状況に該当しているという結果が出ています。



「令和3年国民生活基礎調査」より（厚生労働省）

◆貧困とは？

国連開発計画（UNDP）では、「貧困」を「教育、仕事、食料、保健医療、飲料水、住居、エネルギーなど最も基本的な物・サービスを手に入れられない状態のこと」と定義しています。

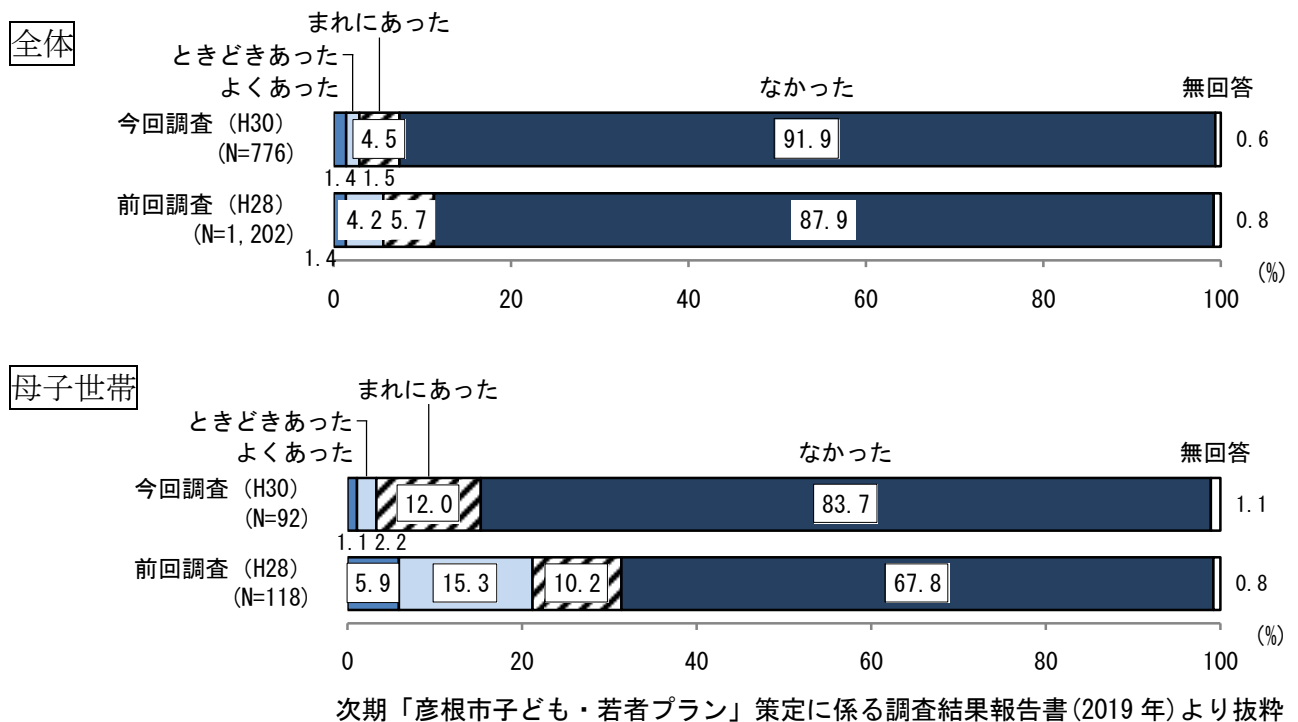


子どもの貧困率は、この相対的貧困の状態にいる17歳以下の子どもの割合を指します。日本では、2021年の調査で11.5%と、前回2018年の調査結果の13.5%と比べて多少改善しているものの、2018年の調査時点では、主に先進国でつくる経済協力開発機構（OECD）の平均12.8%（2017年）を上回り、主要7カ国（G7）でも貧困率の高い順から3番目の数値となっており、今なお世界の先進主要国と比べても高い貧困率となっています。

◆彦根市の現状

彦根市においても、「子ども・若者プラン（第2期：令和2～6年度）」の策定にあたり実施したアンケート調査の結果、「お金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服を買えないことがあった」と答えた家庭が一定数あり、また子どもの塾や習い事、学習や進学への希望、旅行などの体験の機会など、生活が厳しい家庭の子どもたちは、必要以上に我慢を強いられているのではないかと推測できる結果となっています。

問D3 あなたは、過去1年間に、お金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服が買えないことがありましたか。（1つに○）



こうした家庭の経済状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労などにも影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。貧困世帯に対する経済的支援のほか、相談窓口の設置や関係機関と連携しての訪問、学習の場の提供や就労支援など、行政・事業所・NPOなどの関係機関が連携して取り組んでいます。

子ども食堂 地域のボランティアなどが、無料または低料金で子どもたちに食事や居場所を提供する取組です。国籍を問わず、地域の誰もが一緒に食事をすることで、孤立や孤食を防止し、顔の見えるつながりを作っています。
彦根市では、現在16ヶ所（令和4年3月末現在）で活動されています。



Ⅱ 子どもの人権を守り育てるために

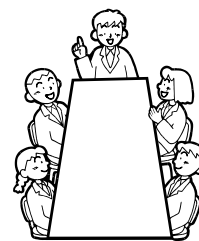
1. 学校・園では ～ 人権教育がめざすもの ～

学校・園では、教育活動全体を通して、互いの人権を認め合う活動を展開し、人権意識を高め、感性をみがき、差別の不合理性について認識を深めながら、人権尊重の精神を生活の中に具現するように努めています。

すべての人が自分らしさを発揮し、自尊感情を高め、自分も他人も大切だと考え、互いを認め合い、支え合いながら共に生きていくことができる社会の実現に向けて、主体的に取り組もうとする人を育成していくことが求められています。

◆人権の大切さや人間の尊厳などについての基礎的な学び

人権の大切さや人としての尊厳などの人権について、基礎的な学びを進めていくうえで重要なこととして、次のように考えられています。



(1) かけがえのない人間としての自らの生き方を追求する

「人権」は、その言葉のイメージとして、自分とはかかわりのない抽象的なものにとらわれがちです。また、「差別の問題」であるとして、「差別をしていない自分には関係ない」といった考え方もみられますが、人が生きていく上で欠くことのできないものであり、日常的な生活に直結しているものです。

このため、生きることが人権にどのようにつながっているのかを知ることや、自分の身近な生活を見つめ直してみるのが大切です。

一人ひとりがかかけがえのない人であること、いわゆる人としての尊厳を学ぶことを通して、自らの生き方を追求していこうとする視点は、人権教育の取組の中でも特に大切にしたいものです。

(2) 自尊感情を高め、豊かな感性を育む

人は一人では生きていくことはできません。私たちの周りの自然や社会の中で、家族や仲間など、さまざまな人に支えられていることに気づき、自分自身を大切にしようとする態度が、他人を大切にしたり、尊重したりすることにつながります。

そのためには、自分自身について深く知り、その長所や短所を含めたありのままの自分を肯定的に見ていくという自尊感情や、他者への思いや願いを敏感にとらえることなどができる感性を育むことが重要です。

また、豊かな感性や自尊感情を育むためには、草木や動物、大気・水・大地などの自然とふれあい、自分自身の存在や命の大切さに気づくこと、自然に対する畏敬の念をもつことなど、自然と関わる体験的な活動が重要です。

(3) 人との関わりを通して、自分を見つめ、高める

人は、自分が受け入れられていると実感できる環境（心の居場所）のなかでこそ、ありのままに自分を表現したり、自分の能力や可能性を発揮したりしていくことができます。人と人との関わりを通して、互いに認め励まし合う人間関係を育てたり、共通の課題や目的をめざして取り組むなかで、一人ひとりが尊重される集団や社会を築いていくことが重要です。また、コミュニケーション能力など、人間関係を育むために必要な人権についてのスキル（技能）や自分に何ができるかを考えようとする態度を身につけるとともに、互いを信頼し、認め合える豊かな人間関係を育てていくことが大切です。

(4) 社会との関わりを通して、互いを認め合い共に生きる

私たちの身近な生活を意識して観察したり、見方を変えてみたりすると、文化や社会のありよう、あるいはさまざまな事象や社会のしくみとそれが果たしている役割、さらにこれまでの人々が生きてきた歴史を学んでいくことで、自分自身の役割や生活とのつながりに気づくことができます。

また、さまざまな見方や考え方、文化や習慣の違いを認めていくことで、共に生きていく社会の大切さに気づくこともできます。そのためには、体験的な活動などを通して、自分の価値観や世界観を豊かにしていくことが大切です。

◆学校での取組

市内の各小・中学校では、発達段階に応じて、より確かな人権感覚を身につけるためにさまざまな取組を行っています。学校行事や教科の学習を通して、人権感覚を身につけるために必要な考え方やルールを指導しています。また、道徳の時間や学級活動では、子どもたちの感性に訴える資料や出来事を教材に、心を耕し、優しさの芽を育てる学習を進めています。そして、それらの学習が、子どもたちの日常生活の中でいかされ、実践に結びついていくよう支援しています。



2. 家庭では

◆新生児からの健やかな成長を願う

家族の温かい視線を感じながら無心に遊ぶ子の姿、これほど家庭の平和が感じられるものはありません。子どもはこのように家庭の愛情をからだ全体で感じながら、心身共に健やかに成長していくものです。

◆大切な家族の思いやり

このような十分な愛情がすべての子どもにいきわたるかといえば、日頃の時間的・経済的制約や家族間でのいざこざなどから、なかなかそうもいかないのが現状のようです。家事や子育ての負担、会社の人間関係、幼稚園・保育所や学校での出来事など、大人も子どももさまざまな喜びや悩みを抱え込むのが家庭です。家族の会話もあまりない、外からもち帰ったイライラをお互いが発散するあまり、家族間のけんかが絶えない、家族のうちの一人が大きな権力をもっているために、他の者が我慢しなければならないといった状態では、家族がゆったりとした気持ちで愛情を感じて過ごすことはできません。

「不登校」にしても、「いじめ」にしても、ある日突然大きく問題化してくるものではありません。子どもは日頃から何らかの小さなサインを発しています。できるだけ早く、そのようなサインを見つけてあげることが大切です。子どもの気持ちを無視して、親の身勝手な思いだけを押し付けることは避けたいものです。

まわりの大人が、ゆったりとした気持ちで子どもに十分な愛情をもって接することができるよう、お互いに思いやりをもって生活していくことが大切です。

子どもは、ほんのささいなこともしっかりと見ているものです。とくに自分の身近な大人の様子を……。

「点字ブロック」

私は盲学校の近くに住んでいます。そして通りには点字ブロックが付けられています。アイマスクを付けて点字ブロックの上を歩く体験をしたことがあります。私にはあまりはっきりとブロックを感じとることはできませんでした。でも、その点字ブロックを頼りに歩いている人がたくさんいます。それなのに、心ない人が平気でブロックの上に自転車や自動車を停めています。先日も、歩いていた人が停めてあった自動車にぶつかりそうになり、私は思わず声をかけました。もっと許せないのは、散歩させている犬の糞をブロックの上に平気でそのままにしていく人です。今度見つけたら言ってやろうと息巻く私を尻目に、母は黙ってせっせとその糞を水で洗い流します。いつも見つけたら、すぐに流しています。

冬になって雪が積もると、お隣の人と一緒に、いつも一番に点字ブロックの上の雪を除けて、それから自分の家の前の雪除けをします。「通勤時刻には間に合わないけど、気持ちだから・・・」と言ってせっせとスコップを動かします。・・・後略・・・

(中学生の作文から)

お母さんのさりげない優しさを、隣の人との協力を、無言のうちに感じとって成長する子どもは将来、きっと優しく思いやりのある人になるにちがいありません。

3. 地域社会では

家庭や地域社会において、私たち大人が子どもの人権を守り、一人ひとりが生き生きと生活できる場を保障することが大切です。大人も子どもも、誰もが人権が守られ、安心して生活できる地域社会を一緒に築いていきましょう。

◆地域で人権を尊重していくための取組ポイント

(1) 身近な生活の中にある問題に気づく

私たちの毎日の生活を振り返ってみると、不合理な風習や世間体にとらわれていることもあります。ささいなことでも私たちの身近な生活の中にある問題に気づくこと、そして、その解決をめざしていくこと、さらにこうした取組を通して住みよいまちづくりを進めていくことが、人権に関わる課題を解決していくことにつながり、人権を大切にしたい社会の実現につながっていきます。

(2) 自分の問題としてとらえ行動につなげる

これまでの地域での取組の成果として、「差別はいけない」ということについて一定の理解が定着してきました。しかし、「私は差別をしない。だから、この問題は私には関係ない。」と考えてしまうのではなく、日常生活の中で、人権や差別の問題を自分自身の問題として意識することがお互いを思いやることに繋がります。



(3) 能力や可能性を発揮できる社会をつくる

本来、誰もがもっている能力や可能性を十分に発揮することができる機会は平等であるはずですが、しかし、経済的な理由やいわれのない差別などにより、その機会が奪われている現状があります。これらの問題を一つずつ解決していくために、わたしたちにできることを実践していきましょう。

4. 彦根市では

◆「彦根市子ども・若者プラン（第2期：令和2～6年度）」の策定・施策の実施

彦根市においては、乳幼児期から青年期に至る子どもや若者たちの育ちを第一に考え、その健やかな成長と自立に係わる支援を目指して、2015年（平成27年）3月に「彦根市子ども・若者プラン」を策定し、ライフステージに応じた施策に取り組んできました。

また、2017年（平成29年）3月には、子どもの貧困に対する施策を補完すべく「彦根市子どもの貧困対策計画」を策定し、切れ目のない施策の実施に取り組んできました。

続いて、これらの後継計画として、「彦根市子ども・若者プラン（第2期：令和2～6年度）」を策定しました。

子ども・若者、そして子ども・若者を取り巻くみんなが、子ども・若者に寄り添い、お互いにつながり、協力し合いながら、ともに「育ち・育てる、学ぶ」環境をより一層充実させ子ども・若者が「自分の夢を叶える力」を身に付け、自らが明るい未来を創るため、以下の基本理念を掲げます。

子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢を
みんなで応援するまち ひこね

(1) 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

すべての子ども・若者の「最善の利益」が実現されるよう、家庭や地域、学校など、あらゆる分野に関わる人々が、子どもや子育て中の保護者、若者の気持ちに寄り添い、支えることができる社会環境づくりを進めるとともに、子ども・若者を包括的に支援するネットワークを構築します。

<主な取組>

民生委員児童委員の活動への支援を行い、青少年育成市民会議や青少年育成協議会と連携し、あいさつ運動などの事業を展開しています。また、子育て支援関係機関連絡調整会議を開催してネットワークを構築しており、彦根市子ども・若者総合相談センターや図書館、子どもセンター、児童館、地域総合センター、公民館等の施設や機関において、相談事業や市民の多様な活動の支援など、事業の充実に努めています。

(2) 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり

子どもの発達と学びの連続性をもたせ、ライフステージに応じた支援を展開するとともに、子どもや子育て家庭、若者に関する情報提供や相談支援の充実に向けて、相談窓口の活用促進や地域子育て支援拠点の機能強化、若者の自立に向けた支援を行います。

＜主な取組＞

子育てに関する学習機会を設定し、地域子育て支援センター、子どもセンター、児童館、子育てひろばなどで、子育て情報の提供・相談・親同士の情報交換ができるような場を提供しています。また、地域のボランティアが子育てサポーターとしてそれぞれの場で事業支援を行い、いじめや不登校の対策・支援を実施しています。こういった子育てに関する情報を、彦根市子育てガイドブックや彦根市子育て応援サイト「ひこ根っこ！」に掲載して、地域全体で子育てを支援する体制を構築しているところです。

（３）みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり

あらゆる子ども・若者が共に開かれた機会を得られ、将来の生活を見通せるような支援を行います。個々の多様性を尊重しつつ、困難を抱えるケースの早期発見・早期対応を図ります。児童虐待、子どもの貧困、ひとり親家庭、障害のある子ども・若者やその家庭など、援助が必要な子ども・子育て家庭に適切な支援を行います。また、ひきこもりやニート、生活困窮などに陥った若者に対して、あるいは若者の属性や環境により複雑化・深刻化する問題や悩みに対して、柔軟に対応できる相談支援を充実します。

＜主な取組＞

虐待やDV、ひきこもりなど多様な相談を行うとともに、関係者・機関で構成したネットワークなどで適切な対応を図ります。青少年の非行防止のための啓発や立ち直り支援を実施し、障害のある子どもに対する相談・支援を行います。ひとり親家庭や外国にルーツがある子どもやその家庭への支援を充実します。経済的困難のある家庭などへの就労支援や学習支援の強化に努めます。また子どもの権利について、市民への啓発活動を実施します。

（４）子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

子ども・若者が成長し、次代を担いつつ、子育て家庭をもつという循環をめざし、安心して暮らせる環境を整えます。福祉・保健・医療の関係機関などとの連携により、母子保健サービスの充実を図るとともに、身近で安心して出産や養育ができる生活環境を整備します。また、仕事と家庭の両立を支援する地域づくりを進めるなど、子ども・若者、子育て家庭に配慮した、安全でやさしいまちづくりを進めます。

＜主な取組＞

不妊治療費の助成や妊婦健康診査、乳児健康診査、乳児家庭への訪問、医療費や保育料の負担軽減など、妊娠から出産、育児まで切れ目のないサービスを目指します。

また、防犯対策や地域での見守り活動を推進し、安心・安全な環境を整えます。企業や事業所に対しても啓発と情報提供を行います。

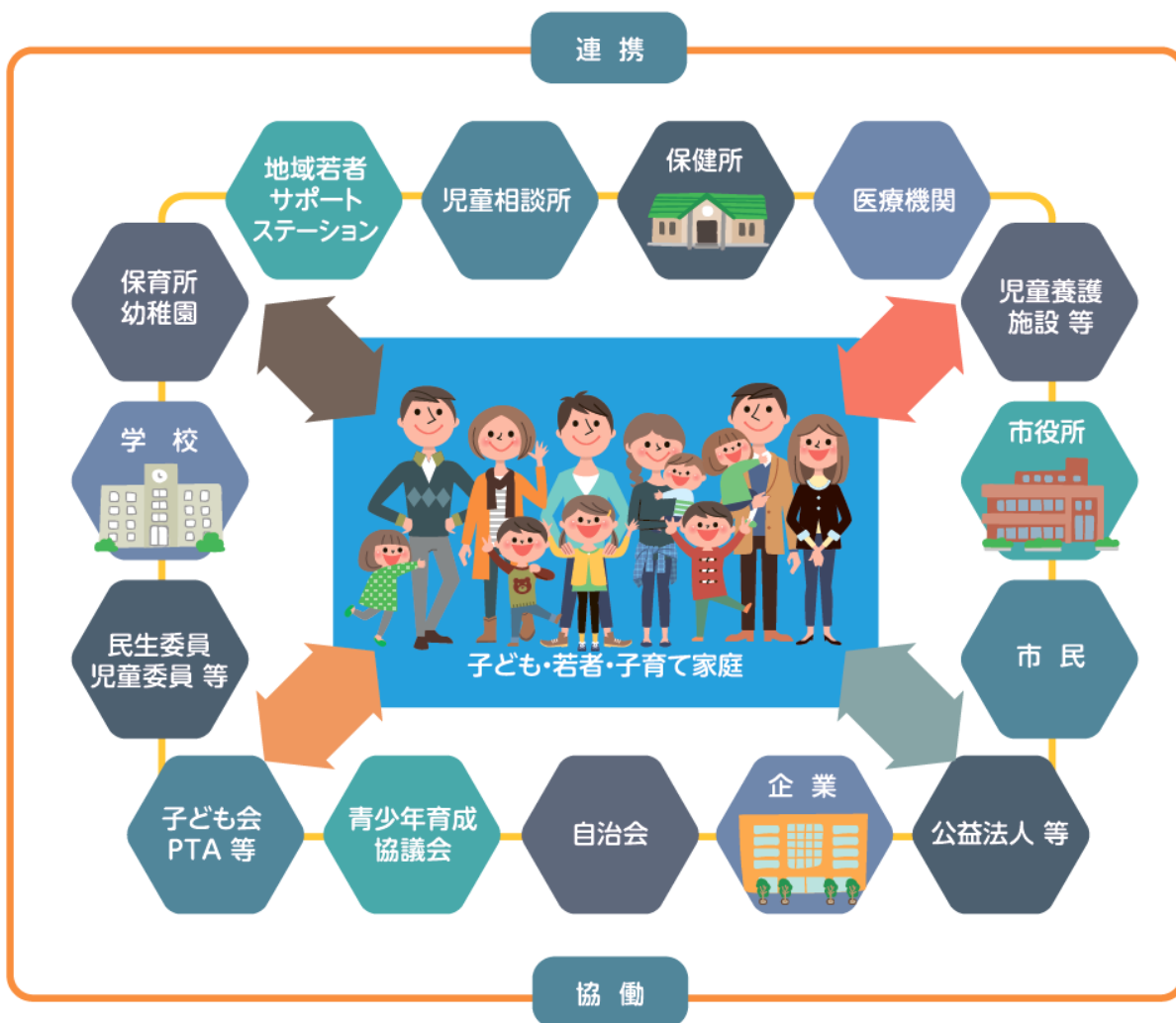
(5) すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり

すべての子どもたちが、その環境から限定的な影響を受けることなく、家族や地域、学校に応援され、夢と希望を持って育ち、学び合う実感を得られる地域社会を築き上げます。みんなに応援されて育った子どもたちが、将来、地域社会に芽生える新しい命を応援する若者・大人に成長していけるよう、支え合い・助け合いの輪が広がるまちづくりをめざします。

<主な取組>

子育て講座やすくすく・のびのび教室を開催して就学間保育の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置や少人数での指導、放課後等の学習支援など、学校教育の充実を目指します。子ども食堂やフリースペースなど、地域で子どもの居場所を開設する支援団体などへ支援を行います。保護者への就労支援や経済的支援を行うとともに、生活習慣や食習慣の形成のための啓発を行います。多文化共生社会や国際社会への対応を図り、福祉や教育の関係機関との連携を図ります。

本計画は、市役所だけでなく、市民、事業所、子育てに関係する関係機関・民間団体・NPOの方々の連携と協力が不可欠であることから、市民・事業所・関係機関・市との協働を推進します。

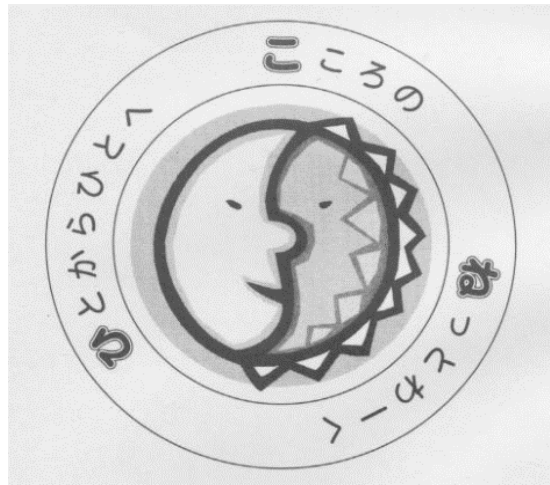


関係機関との連携

県内・市内には次のような相談機関がありますので、一人で悩まないで、だれかに相談することが大切です。

【主な相談の窓口】

彦根市教育研究所	0749-24-0415
彦根市学校支援・人権・いじめ対策課	0749-24-7978
彦根市いじめ相談ほっとライン	0749-24-7977
彦根市少年センター（無職少年対策）	0749-24-9140
彦根市少年センター（あすくる彦根）	0749-26-6880
彦根市健康推進課	0749-24-0816
彦根市子育て世代包括支援センター	0749-26-0192
彦根市家庭児童相談室	0749-23-7838
彦根市子ども・若者総合相談センター	0749-47-3001
彦根市発達支援センター	0749-47-3445
彦根市福祉事務所（彦根市福祉センター）	0749-23-9590
湖東健康福祉事務所地域保健福祉係（彦根保健所）	0749-21-0283
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
彦根警察署生活安全課	0749-27-0110（代表）
滋賀県発達障害者支援センター北部センター	0749-28-7055
滋賀県立精神保健福祉センター	077-567-5010（代表）
滋賀県立精神保健福祉センター ころの電話相談	077-567-5560
滋賀県子ども・若者総合相談窓口（滋賀県立精神保健福祉センター）	077-567-5058
滋賀県中央子ども家庭相談センター児童虐待ホットライン	077-562-8996（24時間対応）
滋賀県心の教育相談センター（不登校相談）	077-586-8125
滋賀県子ども・子育て応援センター ころんだいやる	077-524-2030（9時～21時）
児童相談所虐待対応ダイヤル（全国共通）	189
子どもの人権110番（全国共通）	0120-007-110
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（24時間対応）
新型コロナ人権相談ほっとライン（公益財団法人滋賀県人権センター）	077-523-7700



2024年(令和6年)4月発行

禁無断転載・複製